

令和5年関川村議会9月（第7回）定例会議会議録（第2号）

○議事日程

令和5年9月19日（火曜日） 午後3時 開議

- 第 1 認定第 1号 令和4年度関川村各会計の決算認定について
 - 第 2 認定第 2号 令和4年度関川村下水道事業会計の決算認定について
 - 第 3 認定第 3号 令和4年度関川村簡易水道事業会計の決算認定について
 - 第 4 陳情第 5号 「健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める陳情
 - 第 5 陳情第 6号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情
 - 第 6 議員派遣
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 認定第 1号 令和4年度関川村各会計の決算認定について
 - 第 2 認定第 2号 令和4年度関川村下水道事業会計の決算認定について
 - 第 3 認定第 3号 令和4年度関川村簡易水道事業会計の決算認定について
 - 第 4 陳情第 5号 「健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める陳情
 - 第 5 陳情第 6号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情
 - 追加日程第1 発委案第5号 健康保険証の存続を求める意見書の提出について
 - 追加日程第2 発委案第6号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について（国）
 - 追加日程第3 発委案第7号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について（県）
 - 第 6 議員派遣
-

○出席議員（9名）

1番	小 澤 仁 君	2番	加 藤 つや子 君
3番	川 崎 哲 也 君	4番	近 敬 志 君
5番	近 壽 太 郎 君	7番	高 橋 正 之 君
8番	菅 原 修 君	9番	平 田 広 君
10番	鈴 木 紀 夫 君		

○欠席議員（1名）

6番 加藤和泰君

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村長	加藤	弘	君
副村長	角	幸治	君
教育長	佐藤	修一	君
総務課長	野本	誠	君
住民税務課長	田村	清洋	君
健康福祉課長	渡邊	浩一	君
農林課長	富樫	吉栄	君
建設課長	河内	信幸	君
教育課長	渡邊	隆久	君
診療所事務長	須貝	博子	君

○事務局職員出席者

議会事務局長	熊谷	吉則
議会事務局副主幹	小池	由美子

午後3時00分 開 議

○議長（小澤 仁君） ただいまの出席議員は9名です。定足数に達していますので、これより会議を開きます。

6番加藤和泰さんから欠席の届出がありました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

日程第1、認定第1号 令和4年度関川村各会計の決算認定について

日程第2、認定第2号 令和4年度関川村下水道事業会計の決算認定について

日程第3、認定第3号 令和4年度関川村簡易水道事業会計の決算認定について

○議長（小澤 仁君） 日程第1、認定第1号 令和4年度関川村各会計の決算認定についてから日程第3、認定第3号 令和4年度関川村簡易水道事業会計の決算認定についてまでを一括議題とします。

ただいま議題となっています議件については、令和4年度決算審査特別委員会に付託し、その審査結果報告書が提出されていますので、委員長の報告を求めます。委員長、平田 広さん。

○決算審査特別委員長（平田 広君） 令和4年度決算審査特別委員会報告書による報告があった。

○議長（小澤 仁君） 会議規則第43条及び議会運営規程第88条の規定により、委員長報告に対する質疑は許されませんので、これより討論、採決に入ります。委員長、ご苦労さまでした。

初めに、認定第1号 令和4年度関川村各会計の決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。本決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和4年度関川村下水道事業会計の決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。本決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和4年度関川村簡易水道事業会計の決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。本決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第4、陳情第5号 「健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める陳情

日程第5、陳情第6号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

○議長(小澤 仁君) 日程第4、陳情第5号 「健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める陳情及び日程第5、陳情第6号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を一括議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生常任副委員長、近 壽太郎さん。

○総務厚生常任副委員長(近 壽太郎君) 陳情審査報告書による報告があった。

○議長(小澤 仁君) 委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、陳情第5号 「健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。

次に、陳情第6号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。副委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決を行います。

初めに、陳情第5号「健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより陳情第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

陳情第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小澤 仁君) 起立多数です。したがって、陳情第5号は採択することに決定しました。

次に、陳情第6号「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより陳情第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

陳情第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小澤 仁君) 起立多数です。したがって、陳情第6号は採択することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後3時15分 休憩

午後3時16分 再開

○議長(小澤 仁君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第1、発委案第5号 健康保険証の存続を求める意見書の提出について

追加日程第2、発委案第6号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について(国)

追加日程第3、発委案第7号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について（県）

○議長（小澤 仁君） 追加日程第1、発委案第5号 健康保険証の存続を求める意見書の提出について及び追加日程第2、発意案第6号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について（国）並びに追加日程第3、発委案第7号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について（県）を一括議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

総務厚生常任副委員長、近 壽太郎さん。

○総務厚生常任副委員長（近 壽太郎君）

発委案第5号

健康保険証の存続を求める意見書の提出について

関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和5年9月19日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会
委員長 加藤 和 泰

関川村議会議長 小澤 仁 様

健康保険証の存続を求める意見書

本文は省略させていただきます。

1 健康保険証を存続させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月19日

新潟県岩船郡関川村議会議長 小澤 仁

（意見書の提出先）

内閣総理大臣 岸田文雄様
厚生労働大臣 武見敬三様
総務大臣 鈴木淳司様
デジタル大臣 河野太郎様

発委案第6号

私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について（国）

関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和5年9月19日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会

委員長 加藤和泰

関川村議会議長 小澤 仁 様

私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書

本文は省略させていただきます。

記

- 1 私立高校生への就学支援金制度を拡充し、年収590万円から910万円未満世帯を授業料無償にすること。
- 2 私立高校入学金への新たな助成措置を講じること。
- 3 私立高校において専任教員増が可能となるよう、経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月19日

新潟県岩船郡関川村議会議長 小澤 仁

(意見文提出先)

内閣総理大臣 岸田文雄様

文部科学大臣 盛山正仁様

財務大臣 鈴木俊一様

総務大臣 鈴木淳司様

衆議院議長 細田博之様

参議院議長 尾辻秀久様

発委案第7号

私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について(県)

関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和5年9月19日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会

委員長 加藤和泰

関川村議会議長 小澤 仁 様

私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書

本文は省略させていただきます。

記

- 1 学費の公私間格差の是正へ国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充すること。
 - (1) 年収590万円未満世帯において、施設設備費及び入学金の負担を軽減するため助成対象の拡大と助成の増額を行うこと。
 - (2) 国の支援が不十分な年収590万円から年収910万円未満世帯に対し、新たな助成措置を講ずること。
- 2 私立高校において専任教員増を促進するため、経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月19日

新潟県岩船郡関川村議会議長 小澤 仁

(意見文提出先)

新潟県知事 花角英世様

○議長(小澤 仁君) これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。副委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

初めに、発議案第5号 健康保険証の存続を求める意見書の提出についての討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより発委案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小澤 仁君) 起立多数です。

したがって、発委案第5号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにします。

次に、発議案第6号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について(国)の討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより発委案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小澤 仁君) 起立多数です。

したがって、発委案第6号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することになります。

次に、発議案第7号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について(県)の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより発委案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小澤 仁君) 起立多数です。

したがって、発委案第7号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することになります。

日程第6、議員派遣

○議長(小澤 仁君) 日程第6、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することにしたと思います。

なお、変更があった場合は議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議長(小澤 仁君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午後3時26分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

令和5年9月19日

関川村議会議長

議 員

議 員